

## 一宮市地域包括支援センター泰玄会（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人泰玄会が開設する一宮市地域包括支援センター泰玄会（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態及び基本チェックリストによる事業対象状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び介護予防等のサービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### （センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 一宮市地域包括支援センター泰玄会
- ② 所在地 一宮市小信中島字仁井西23番地1

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員  
保健師（看護師）4名（常勤）  
主任介護支援専門員 2名（常勤）  
介護支援専門員 1名（常勤）  
社会福祉士 3名（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱に定める額とする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

モニタリングは必要に応じて実施

⑤ モニタリングの結果記録

実施時

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市 尾西地区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の処置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な処置

2 センターは業務中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに一宮市へ通報するものとする。

(災害対策)

第10条 業務継続計画の策定にあたり、災害が発生した場合でもセンターとして継続的、安定的なサービスが提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに計画に従い研修や訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第11条 感染症に対しては平時より備えるとともに、感染防止に関する会議において対策を協議し、センターとして安定的なサービスが提供できるよう業務継続計画を策定する。また、研修会や訓練を実施し感染に対する資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一宮市、医療法人泰玄会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規定は、平成18年8月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年6月1日から施行する。

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月16日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月16日から施行する。

この規定は、平成23年9月1日から施行する。

この規定は、平成23年10月1日から施行する。

この規定は、平成23年11月1日から施行する。

この規定は、平成23年11月16日から施行する。

この規定は、平成24年2月16日から施行する。

この規定は、平成24年5月20日から施行する。

この規定は、平成24年7月16日から施行する。

この規定は、平成25年1月16日から施行する。

この規定は、平成25年8月16日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。

この規定は、平成26年3月16日から施行する。

この規定は、平成26年10月16日から施行する。

この規定は、平成26年12月16日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年3月16日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月16日から施行する。  
この規定は、平成28年11月1日から施行する。  
この規定は、平成29年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年8月1日から施行する。  
この規定は、平成29年8月18日から施行する。  
この規定は、平成30年1月1日から施行する。  
この規定は、平成30年3月21日から施行する。  
この規定は、平成30年4月1日から施行する。  
この規定は、平成30年5月1日から施行する。  
この規定は、平成30年10月1日から施行する。  
この規定は、平成30年12月1日から施行する。  
この規定は、平成30年12月16日から施行する。  
この規定は、平成31年1月1日から施行する。  
この規定は、平成31年2月1日から施行する。  
この規定は、平成31年4月1日から施行する。  
この規定は、平成31年4月16日から施行する。  
この規定は、令和元年5月1日から施行する。  
この規定は、令和3年11月16日から施行する。  
この規定は、令和4年1月1日から施行する。  
この規定は、令和5年5月1日から施行する。  
この規定は、令和5年10月1日から施行する。  
この規定は、令和6年4月1日から施行する。